

議案第17号

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、費用弁償の対象となる参考人等の範囲を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第100条第1項、第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第100条第1項後段、第115条の2第2項（第109条第5項）」に、「第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第1項（第109条第5項）」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 葛飾区個人情報保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）第24条第5項又は葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第13条第5項の規定により出頭する参考人又は鑑定人

(8) 葛飾区個人情報保護に関する条例第26条第3項又は葛飾区情報公開条例第15条第5項の規定により出頭する者

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。